

# 平成23年度 新規研究開発課題に関する公募説明会

## 本日の流れ

- I. 応募要領のご説明
- II. 採択までのスケジュール（予定）について
- III. 課題のご説明
- IV. その他

平成23年5月30日、6月3日

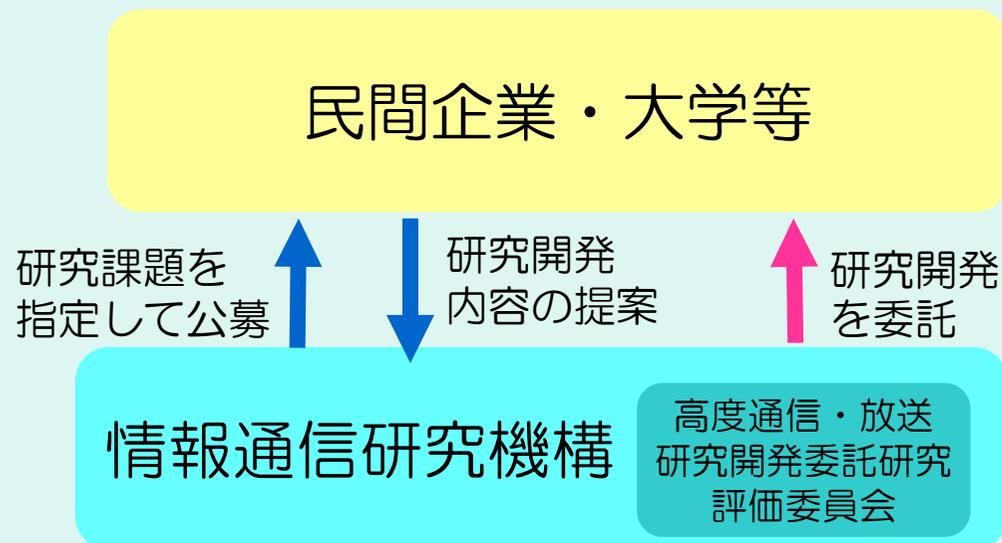


# I. 応募要領説明

## 制度の概要

制度名：高度通信・放送研究開発委託研究

- (1) 機構が内容を指定した研究課題の受託者を公募します。
- (2) 応募者から提出された提案書を、機構内に設置する「高度通信・放送研究開発委託研究評価委員会」(外部有識者で構成)において審査し、その結果を踏まえて機構が研究開発の受託者を選定します。



# 1 研究課題

(応募要領3、4ページ)

## 課題番号

- 149 新世代ネットワークを支える  
ネットワーク仮想化基盤技術の研究開発
- 150 革新的光通信インフラの研究開発
- 151 高機能光電子融合型パケットルータ基盤技術の研究開発
- 152 低消費電力高速光スイッチング技術の研究開発
- 153 光トランスペアレント伝送技術の研究開発（λリーチ）
- 154 デジタル位相光制御による  
低消費電力高速コヒーレント伝送技術の研究開発
- 155 究極立体映像用超高密度・超多画素  
表示デバイスの研究開発
- 157 セキュアフォトリックネットワーク技術の研究開発
- 158 量子もつれ中継技術の研究開発

## 2 応募資格

(応募要領5ページ)

次の(1)から(5)の全ての条件をすべて満たす、  
単独ないし複数の企業、大学、独立行政法人(注1)等。

- (1) 当該研究開発課題に関する技術又は関連技術についての研究実績を有し、かつ当該委託業務を遂行するために必要な研究組織、人員等を有していること。なお、根幹となる研究要素に関しては、「一括契約」において幹事研究者が研究分担者へ行う委託契約(子契約)を除き、再委託は認められません。
- (2) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 機構が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。

注1：原則として、本邦で設立された企業等又は国内に拠点を有する企業等であること。

## 2 応募資格

(応募要領5ページ)

- (4) 研究成果の公開及び標準化活動等に積極的な貢献が可能であること。
- (5) 当該研究業務を遂行する人員の中に、当機構の職員（パーマネント職員並びに有期雇用職員）が含まれないこと。

ただし、職員については、短時間研究員等は除きます。

また、当該研究業務を遂行する人員の中に、当機構を退職後、1年以内の方が含まれる場合には、当該研究課題の企画・立案に関与していないことが確認できること。

### 3 応募の単位

(応募要領6ページ)

研究開発課題毎公募の研究開発課題は、研究開発課題に対して応募してください。

152、154、155

個別研究開発課題毎公募の研究開発課題は、研究開発課題内の各個別研究開発課題に対して応募してください。

149、150、151、153、157、158

但し、151「パケットルータ」は「課題ア＋イ」又は「課題イ」に対して応募してください。（課題アのみへの応募は不可。）

### 3 応募の単位

(応募要領6ページ)

応募は、ひとつの機関が単独でも、複数の機関が連携してでも可能です。

研究実施体制	応募方法
1 機関で研究課題の内容を実施する場合。	受託を希望する1 機関が単独で応募すること。
複数機関で研究グループを形成し、研究内容を分担して実施する場合	研究グループとして、一つの提案書（受託を希望する各機関連名のもの）を作成し、応募すること。なお、研究グループの中の1 機関を幹事者とし、他を共同提案者とする。

### 3 応募の単位

(応募要領6ページ)

複数の機関が連携して応募する場合の注意点：

- ・ 研究グループ（幹事者＋共同提案者）を形成する
- ・ 各者(幹事者、共同提案者)の分担を明確にする
- ・ 進捗管理・連絡調整等の、研究開発そのものでない事項だけを担当する機関がないように構成する

### 3 応募の単位

(応募要領7ページ)

研究グループを形成して提案を行う場合の例：

#### 【可能な例：例示1】

A企業(幹事者)	〇〇〇に関する研究
B企業(共同提案者)	□□□に関する研究
C企業(共同提案者)	△△△に関する研究

#### 【可能な例：例示2】

A企業(幹事者)	〇〇〇に関する研究
B企業(共同提案者)	□□□に関する研究
B企業(共同提案者)	△△△に関する研究

#### 【不可能な例】

A企業(幹事者)	〇〇〇に関する研究
B企業(共同提案者)	〇〇〇に関する研究
C企業(共同提案者)	□□□に関する研究

A企業と  
B企業の  
分担が不明確

## 4 応募に必要な書類

(応募要領8ページ)

応募には、**提案書様式、及び別紙1から4**に基づき構成される提案書が必要です。これに示す形式以外で作成されたものでの応募は認められません。

### (1) 提案書

**「平成23年度新規委託研究 研究計画書」**  
の内容（研究開発期間、予算及び受託希望者に対する指示事項を含む）を踏まえて日本語にて作成して下さい。

## 4 応募に必要な書類

(応募要領8ページ)

### (2) 提案書別紙

次の別紙を添付して下さい。

1) 委託費項目別明細表 . . . . . (別紙1)

2) 研究イメージ図 . . . . . (別紙2)

3) 官民費用分担にかかる申告書 . . (別紙3)

研究開発の成果の応用・展開に要する経費についての申告

4) 会社要覧 . . . . . (別紙4)

会社要覧は、国立大学法人、大学共同利用機関法人、  
学校法人、独立行政法人、一部上場企業等の場合は  
提出不要です。

これらの書類は審査のみに使用します。  
返却はいたしません。

## 5 受託者の選定

(応募要領9ページ)

### (1) 評価委員会での審査

提案の評価は、外部有識者で構成される評価委員会で行います。

#### [評価項目]

- ① 研究開発の目標・計画・方法
- ② 研究開発の実施体制
- ③ 成果の展開・普及性

## 5 受託者の選定

(応募要領10ページ)

### (2) 機構における受託者選定及び通知

機構は、評価委員会の審査を踏まえ、提案者（幹事者／共同提案者）が、

- ・当該研究業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか
- ・資金等について十分に管理する能力を有しているか
- ・機構が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているか

等を審査し、最終選定を行います。選定の結果は、機構から提案者（幹事者）に通知します。

## 5 受託者の選定

(応募要領10ページ)

### (3) 追加資料等

受託者の選定に係る評価は、

提出された提案書及び補足資料（別紙）

に基づいて行いますが、必要に応じて

追加資料の提出

を求めることがあります。さらにヒアリングを実施することがあります。

## 6 委託契約

(応募要領 11 ページ)

受託が決定した場合、受託者と当機構の間で委託契約を締結します。

- ・ 複数者で構成される研究グループの場合は、そのうちの1者に、幹事研究者(幹事者)となって頂きます。(注2)
- ・ 幹事研究者は、提案者間で相談の上、提案時に決めて下さい。
- ・ 研究グループが受託した場合の契約締結の方式は 「一括契約」と 「連名契約」の2種類があり、応募の際にいずれか1つを選択していただきます。

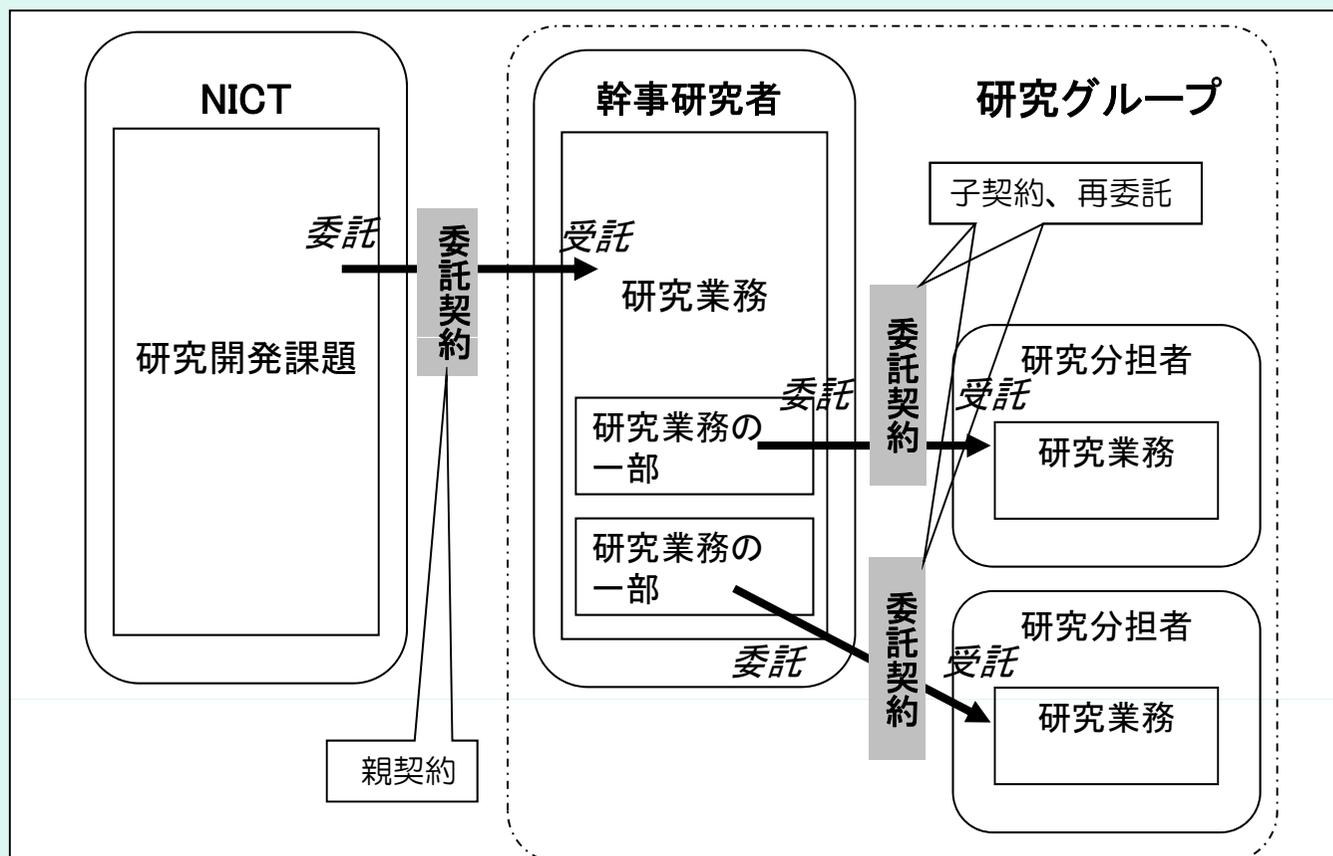
注2：幹事者は、共同提案者の実施責任者が、応募について各組織内での承認を得ていることを事前にご確認のうえ、ご提案ください。

## 6 委託契約

(応募要領 11 ページ)

### (1) 一括契約

- ・ 当機構は幹事研究者とのみ、研究業務に関する契約を一括して締結します（親契約）。
- ・ 幹事研究者は、親契約に基づき、幹事研究者以外の研究分担者との間で、再委託のための委託契約（子契約）を締結します。

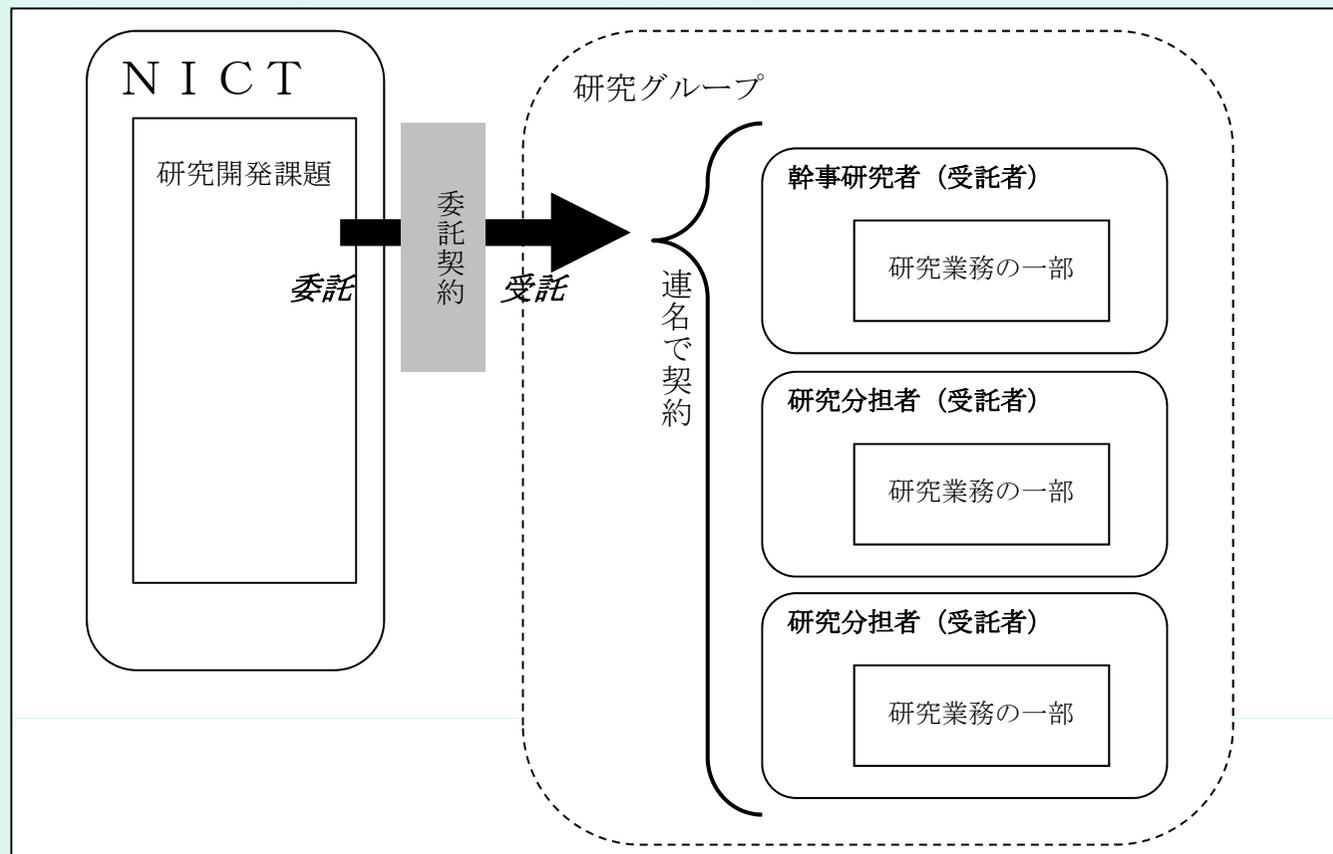


## 6 委託契約

(応募要領12ページ)

### (2) 連名契約

- ・研究業務に関する契約は、当機構とグループの全受託者との間でひとつ締結します。
- ・グループ内の1者（機関）を、研究の進捗管理やとりまとめ等を行う幹事研究者として定めていただきます。



## 6 委託契約

(応募要領13ページ)

### 委託契約に関する注意点（単独応募、グループ応募共通）

- ・ 契約金額は、必ずしも提案金額とは一致しません。
- ・ 委託期間が複数年である場合、委託契約（親契約）は複数年契約になります。
- ・ 契約が複数年であっても、年度毎の研究業務の詳細を定める「年度別実施計画書」は各年度に当該年度が開始する前にご提出いただきます。
- ・ 中間評価ヒアリング等の評価結果が思わしくない場合、あるいは国の予算状況に変化があった場合には、研究期間の途中であっても（打切りを含む）契約変更等を機構から求める場合があります。

## 6 委託契約

(応募要領 13ページ)

- ・委託契約を締結した際には、締結後一定期間内に下記事項を当機構の[ウェブサイトにて公表](#)することとなりますのでご留意下さい。

○契約件名（研究課題名）

○契約年月日

○契約の相手方（企業名、大学名等）

○契約金額（複数年分）

## 7 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）

（応募要領14ページ）

- ・ 政府では、研究者への研究資金の不合理な重複配分や過度の集中の排除等を目的として、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」を構築・運用しています。
- ・ e-Radとの連携では、以下の点にご留意ください。

### ○研究機関

「[所属研究機関コード](#)」がe-Radに登録されている場合は、[提案書に記載](#)してください。

登録されていない場合には、契約締結日までに登録を行って（※）ください。

※登録作業は、当機構からは行えません。

## 7 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）

（応募要領14ページ）

### ○実施責任者

「[研究者番号](#)」がe-Radに登録されている場合は、[提案書に記載](#)してください。

登録されていない場合で、受託者となった際には、契約締結日までに登録を行って（※）ください。

※登録作業は、当機構からは行えません。

○詳細はe-Radのウェブサイトをご参照ください。

## 8 委託期間中の評価（審査） （応募要領15ページ）

委託期間中、次の評価（審査）を実施します。

- (1) 中間評価  
委託期間内における進捗状況等の評価  
(個別の研究課題毎に実施の有無等を定めます。)
  
- (2) 事後評価（旧最終評価）  
達成度等の評価  
(最終年度に実施します。)

## 9 研究成果

(応募要領 15 ページ)

### (1) 成果報告書

各事業年度終了（通常、毎年3月31日）後、委託契約書で定める期日以内に各事業年度での成果報告書を機構に提出していただきます。

### (2) 研究成果の帰属

研究実施中に産業財産権等が発生した場合、「産業技術力強化法」に基づき、100%受託者に帰属しています。

## 9 研究成果

(応募要領 15 ページ)

### (3) 研究成果の発表

学会、シンポジウム、講演会等において研究成果の発表をお願いしております。また、受託者には積極的な成果の公表と標準化活動等への貢献をお願いします。

### (4) 実用化状況調査、追跡評価

委託期間終了後、研究成果の展開(学会や海外における評価や関連特許、実用化に関する状況)について機構が調査を行い、研究の成果の波及効果や活用状況を把握します。また、必要に応じて追跡評価を行います。

## 10 購入機器(資産)の扱い

(応募要領16ページ)

### (1) 所有権

受託者（幹事研究者、研究分担者）が委託研究契約により購入した機器・設備(資産)は、

#### 機構の所有

となります。ただし、機器の注文から納入・検収までは受託者（幹事研究者、研究分担者）の責任において実施していただきます。

### (2) 購入機器の修理

故意又は重大な過失がなく、通常の使用の範囲内で購入機器に修理が必要となった場合には、必要な費用は機構に請求できる場合があります。ただし、修理の実施に必要な手配は受託者（幹事研究者、研究分担者）の責任にて実施して頂きます。

## 10 購入機器(資産)の扱い

(応募要領16ページ)

### (3) 研究終了後の扱い

委託研究終了後の機構所有の機器・設備(資産)は、

原則として機構で回収

としますが、具体的な処理方法については委託期間終了前に協議し、確認することとします。

## 1 1 不正への対応

(応募要領 16 ページ)

研究活動に係る不正行為が見られた場合には、本委託研究を含む当機構の配分する研究資金への申請の制限、申請中の研究資金の不採択、研究資金の返還等の措置を講じる場合があります。

不正行為の例：

- ・ 研究の提案、実行、研究成果の発表等における、「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」
- ・ 研究費の使用目的に反した使用等の不適正な経理
- ・ 偽りその他の不正な手段による研究資金の受給

また、当機構において、上記不正行為とそれに対する措置の内容とともに、措置対象者の氏名・所属も公表する場合があります。

## 1 2 応募の手続き

(応募要領17、18ページ)

応募に必要な書類の提出先、提出期限及び提出部数

提出先：〒184-8795

東京都小金井市貫井北町4-2-1

情報通信研究機構 産学連携部門

委託研究推進室

提出期限：平成23年6月20日（月）正午（厳守）

提出方法：以下の4通りの方法で応募できます。

- 1) e-Radを利用して応募
- 2) 提案書等をNICTに持参（正1部、写し4部）
- 3) 提案書等を郵送（正1部、写し4部）
- 4) 提案書等を電子メールでNICTへ送付

送付先：teiansho\_itaku\_nict@ml.nict.go.jp

（問い合わせ先アドレスとは異なります。）

## 13 問い合わせ先

(応募要領19ページ)

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1

情報通信研究機構 産学連携部門 委託研究推進室  
成瀬、天野まで

Tel 042-327-6011

Fax 042-327-5604

E-mail: [info-itaku@ml.nict.go.jp](mailto:info-itaku@ml.nict.go.jp)

(提案書類の送り先アドレスとは異なります。)

## II. 採択までのスケジュールについて（予定）

5月20日（金）	公募開始
5月30日、6月3日	公募説明会
<u>6月20日（月）正午</u>	<u>公募終了(提案書〆切)</u>
	提案の評価
	採択手続き・決定・通知
	契約手続き
	スタートアップ・ミーティング
	研究開始

# Ⅲ. 課題のご説明

## IV. その他